

令和 7 年度

かつらぎ町下水道事業会計
決算審査意見書

かつらぎ町監査委員

(写)

R 0 8 か監第 1 5 号

令和 8 年 8 月 1 2 日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員

溝 北 好 一

松 岡 宏 行

令和 7 年度かつらぎ町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 7 年度かつらぎ町下水道事業会計決算について、審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和 7 年度かつらぎ町下水道事業会計決算

2 審査の期日

令和 8 年 8 月 7 日

3 審査の場所

かつらぎ町役場 第 2 委員会室

4 審査の手続

審査に付された決算書類及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経営成績及び財政状態が正確に表示されているか、事業の運営が経営の基本原則（企業の経済性の発揮、公共の福祉の増進）に基づいて行われているかを主眼に審査するため、決算関係書類を照合するとともに、担当職員からの説明を聴取し、経営状況を把握するため計数の分析を行った。

5 審査の結果

審査された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経理状態、財産状態及び経営成績は、適正に表示され、計数的にも正確であり、内容も正当であることを確認した。

1 下水道事業会計の概要

(1) 決算報告書（消費税及び地方消費税込み）

【収益的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
営 業 収 益	159,673	148,303	11,370
営 業 費 用	405,583	418,774	△ 13,191
営業外収益	265,613	308,487	△ 42,874
営業外費用	33,562	60,078	△ 26,516
特 別 利 益	0	0	0
特 別 損 失	3	0	3

【資本的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
収 入	182,295	165,145	17,150
支 出	276,823	289,565	△ 12,742
差し引き額	△ 94,528	△ 124,420	29,892

令和 7 年度に不足する額 94,528 千円は、当年度分損益勘定留保資金 67,455 千円、過年度分損益勘定留保資金 25,442 千円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,631 千円で補填している。

(2) 損益計算書（消費税及び地方消費税抜き）

【営業収支】

（単位：千円）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
営業収益	148,548	137,186	11,362
営業費用	395,832	408,373	△ 12,541
営業利益（△は損失）	△ 247,284	△ 271,187	23,903

【経常収支】

(単位:千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
営 業 外 収 益	265,617	308,498	△ 42,881
営 業 外 費 用	33,511	60,489	△ 26,978
経常利益 (△は損失)	△ 15,178	△ 23,178	8,000

【特別利益・特別損失】

(単位:千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
特 別 利 益	0	0	0
特 別 損 失	2	0	2

【総収支】

(単位:千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
総 収 益	414,165	445,684	△ 31,519
総 費 用	429,345	468,862	△ 39,517
純 利 益 (△は損失)	△ 15,180	△ 23,178	7,998

(3) 企業債の概況

企業債残高は2,410,503千円であり、これに対する企業債利息の支払見込み額は219,226千円となる。

(4) 下水道使用料の徴収状況

(単位:%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年度比
現年度分徴収率	98.94	99.08	△ 0.14
過年度分徴収率	46.72	48.04	△ 1.32
合計徴収率	97.83	97.75	0.08

2 決算審査意見

(1) 滞納について

下水道使用料の徴収状況をみると、徴収率97.83%、前年度より0.08ポイント増加している。今後も粘り強い納付指導を行い、滞納整理に重点を置いた早急な対応に努められたい。また、町税や保険料等と重複して滞納している場合については、経済状況等を調査し、個人情報に配慮しながら関係課とも情報共有を行い、支払能力を確認したうえで、回収不能と判断される場合は、法的手段を決断するなどの厳格な滞納整理に取り組まれたい。併せて、新たな未納額発生防止に向けての取り組みを強化し、より一層の収入確保にも努められたい。

(2) 経営の健全性について

経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度より1.4ポイント増の96.46%、また、下水道使用料で回収すべき経費の妥当性を示す経費回収率については、前年度より26.77ポイント増の93.43%となり、どちらの指標も改善が見られた一方、水準とされる100%をそれぞれ下回っている。今後の下水道事業の安定的な運営のためにも、令和8年度に下水道使用料の改定を実施するが、更なる改定などの対応を視野に入れ、計画を立てて改善を図り、持続的な下水道事業の運営に努められたい。

